別紙資料

コドモン「こども性暴力防止法に関する施行直前調査」

（2026年11月時点）

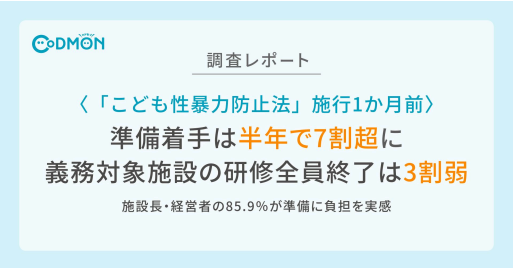

調査概要

- 調査名| コドモン「こども性暴力防止法に関する施行直前調査」
- 調査期間 | 2026年10月28日～11月14日
- 調査方法 | インターネット調査（コドモン利用施設職員・無料施設会員へのアンケート）
- 調査対象 | 保育施設、認定こども園、放課後児童クラブなどのこども施設に勤務している職員・施設長・経営者
- 有効回答数 | 1,704名（施設長・経営者等774名、その他930名）
- 前回調査 | コドモン『こども性暴力防止法の準備に関する実態調査』（2026年5月1日～5月20日、有効回答555名：施設長・経営者等341名、その他214名）
- 前回調査の結果：https://www.codmon.co.jp/pressrelease/13971/

※本調査は前回調査に続く調査です。本文中の「前回5月比」は、前回調査の公表値との差（ポイント）を示しています。前回と今回で回答者は異なり、同一施設・同一回答者の追跡調査ではありません。回答割合は原則として回答者ベースです。

要点

✅法律への理解と準備は大きく進展：施設長・経営者の9割が法律の内容を理解していると回答し、準備に着手済みは72.6%と5月から40.1pt増加
✅一方、職員研修は途上：義務対象施設で、職員全員が研修を修了したと回答した割合は28.4%。約2割は職員全員が未受講
✅法律への期待は**5**月から変化：法律に「期待している」施設長・経営者は35.0%で、5月からやや低下
✅準備の負担感は**85.9%**：施設長・経営者の33.5%が「施設長がほぼ一人で準備を担っている」と回答

目次

- 「こども性暴力防止法」の認知度・対象誤認状況の経過 | 2ページ
- こども施設における法律の準備状況 | 4ページ
- 義務対象施設の準備状況・進捗 | 6ページ
- 義務対象施設における研修の進行状況 | 8ページ
- 認定対象施設の準備状況 | 10ページ
- 法対応の準備担当者と負担感 | 11ページ
- 法対応の不安と期待感の変化 | 13ページ
- 法施行後のスポットワークの対応予定 | 15ページ
- 不適切な行為として迷う場面 | 16ページ
- アンケートに寄せられた法律に対してのご意見 | 17ページ
- 回答者属性 | 19ページ

※本調査は、こども家庭庁が「こまもろうシステム」の稼働延期を発表（**2026年11月18日**）する前に実施したものです。
※構成比は小数第**2**位を四捨五入しているため、合計が**100%**にならない場合があります。

■「こども性暴力防止法」の認知度・対象誤認状況の経過（施設長・経営者／職員）

▸ 施設長・経営者の9割が内容を理解していると回答。認定対象施設の約4割は自施設の区分を正しく把握せず

「こども性暴力防止法」について、施設長・経営者の90.2%が「名称を聞いたことがあり、内容を理解している」と回答（前回5月比+23.9pt）。「名称は聞いたことがあるが、内容は理解していない」は9.6%（前回5月比-23.5pt）で、「名称を聞いたことがない」は0.3%（前回5月比-0.3pt）にとどまりました。
施設長・経営者以外の職員でも、「名称を聞いたことがあり、内容を理解している」が67.1%（前回5月比+13.4pt）と、法律がこども施設職員の間に浸透してきたことが明らかとなりました。【Q1，Q2】

また、施設長・経営者に「自施設が義務対象か認定対象かを把握しているか」と問うた回答では、それぞれ5月時点の調査と比較して、義務対象施設の誤認（認定対象と回答）が-4.6pt、認定対象施設の誤認（義務対象と回答）が-9.9ptとなりました。【Q3，Q4】
認定対象施設の施設長・経営者163名のうち、40.5%（66名）は自施設を認定対象と正しく把握していませんでした（「わからない・把握していない」36名、「義務対象」と誤認30名）。『義務対象』と誤認した30名の内訳では、学童施設（14名）が最も多くなっています。

【1】法律の認知度（施設長・経営者）

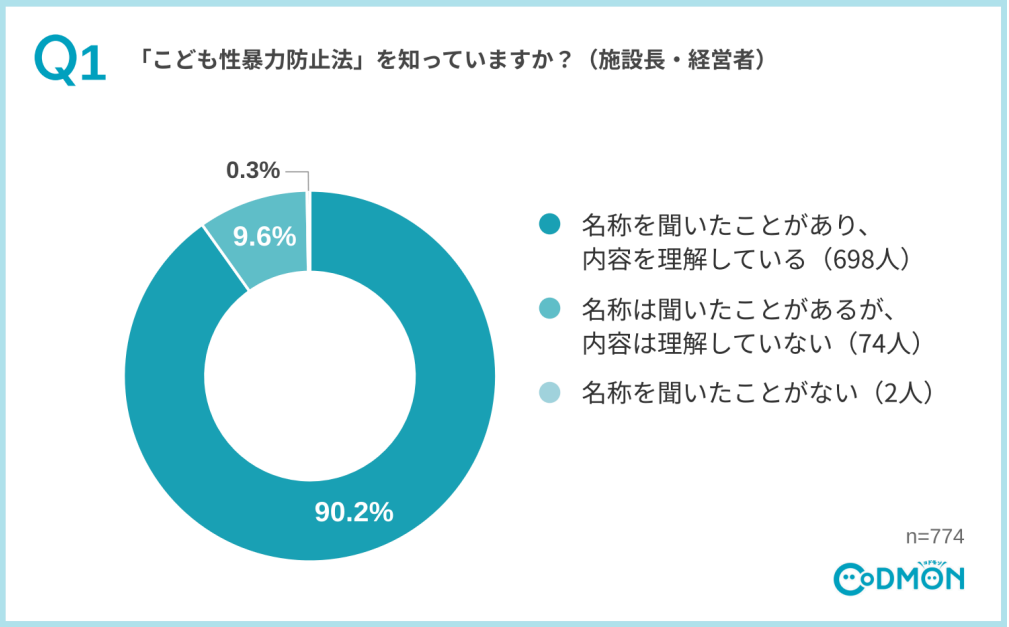

Q1.「こども性暴力防止法」を知っていますか？（施設長・経営者 **n=774**）

- 名称を聞いたことがあり、内容を理解している：698（90.2%）[5月 226（66.3%）→ +23.9pt]
- 名称は聞いたことがあるが、内容は理解していない：74（9.6%）[5月 113（33.1%）→ -23.5pt]
- 名称を聞いたことがない：2（0.3%）[5月 2（0.6%）→ -0.3pt]

【2】法律の認知度（施設長・経営者以外の職員）

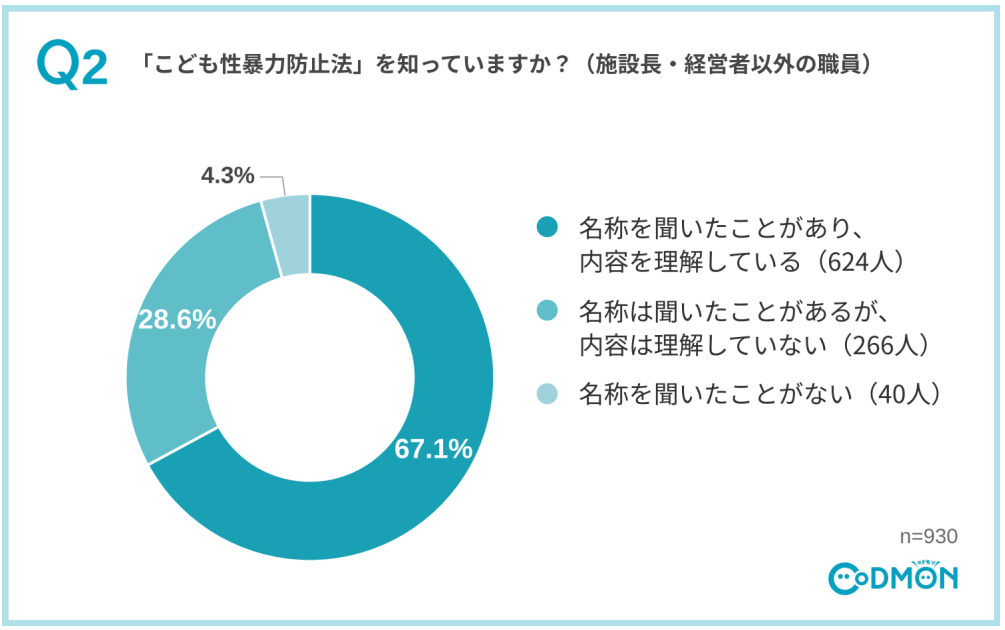

Q2.「こども性暴力防止法」を知っていますか？（施設長・経営者以外の職員 **n=930**）

- 名称を聞いたことがあり、内容を理解している：624（67.1%）[5月 115（53.7%）→ +13.4pt]
- 名称は聞いたことがあるが、内容は理解していない：266（28.6%）[5月 82（38.3%）→ -9.7pt]
- 名称を聞いたことがない：40（4.3%）[5月 17（8.0%）→ -3.7pt]

【3】認定対象・義務対象の理解（義務対象施設の施設長・経営者）

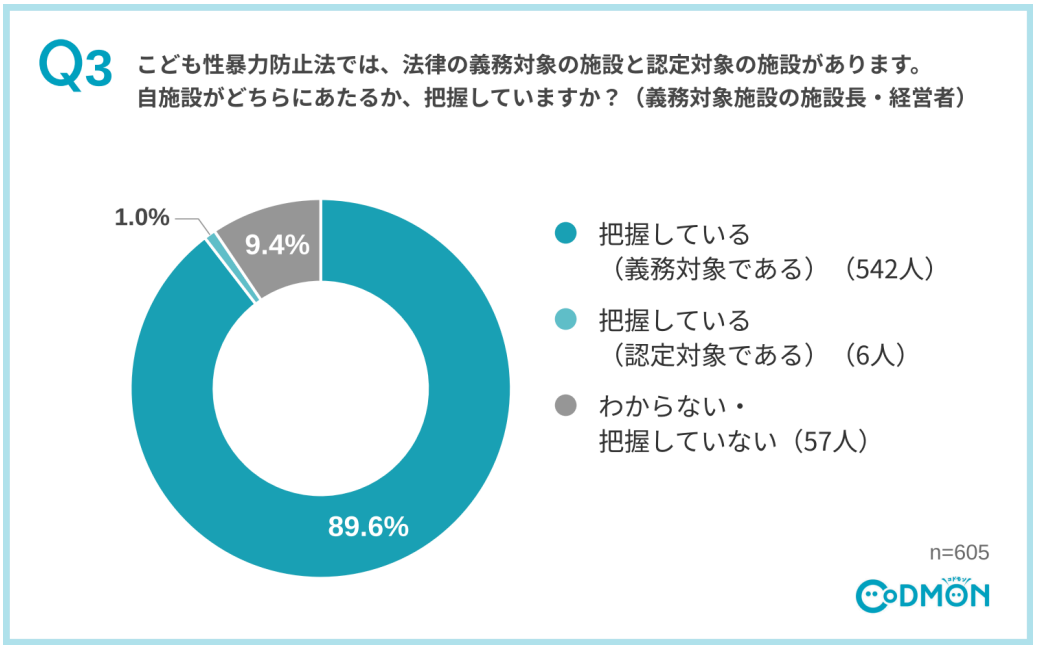

Q3. こども性暴力防止法では、法律の義務対象の施設と認定対象の施設があります。自施設がどちらにあたるか、把握していますか？（義務対象施設の施設長・経営者 **n=605**）

- 把握している（義務対象である）：542（89.6%）［5月 217（75.9%）→ +13.7pt］
- わからない・把握していない：57（9.4%）［5月 53（18.5%）→ -9.1pt］
- 把握している（認定対象である）：6（1.0%）［5月 16（5.6%）→ -4.6pt］

※誤認（「把握している（認定対象である）」と回答）の内訳：小規模認可保育園：3（50.0%）、認可保育園：2（33.3%）、放課後等デイサービス・児童発達支援施設（指定障害児通所支援事業として指定あり）：1（16.7%）

【4】認定対象・義務対象の理解（認定対象施設の施設長・経営者）

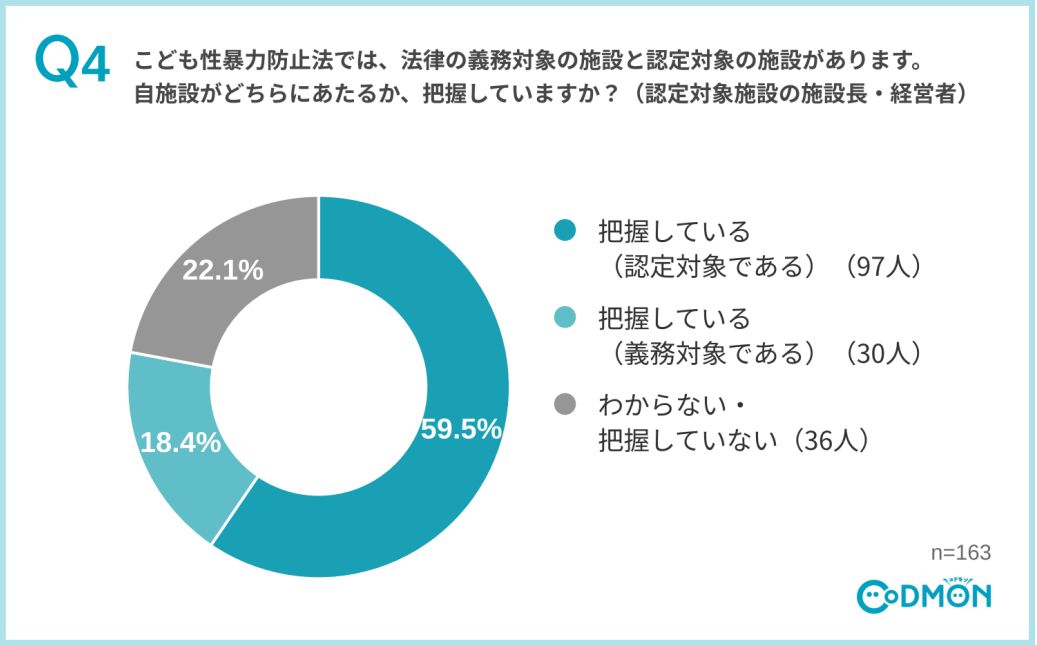

Q4. こども性暴力防止法では、法律の義務対象の施設と認定対象の施設があります。自施設がどちらにあたるか、把握していますか？（認定対象施設の施設長・経営者 **n=163**）

- 把握している（認定対象である）：97（59.5%）［5月 23（43.4%）→ +16.1pt］
- わからない・把握していない：36（22.1%）［5月 15（28.3%）→ -6.2pt］
- 把握している（義務対象である）：30（18.4%）［5月 15（28.3%）→ -9.9pt］

※誤認（「把握している（義務対象である）」と回答）の内訳：学童施設：14（46.7%）、企業主導型保育園：8（26.7%）、認証保育所（東京都制度）：5（16.7%）、認可外保育園・幼児教室・保育室：3（10.0%）
※施設種別「その他」6名は区分を判断できないため集計から除く

■こども施設における法律の準備状況（施設長・経営者）

▸ 準備に着手済みは72.6%で5月から大幅増。記録の保管・廃棄ルールの理解は約半数

法律の準備状況については、準備に着手済み（「ほぼ完了」＋「すでに進めている」）の回答が72.6%となり、5月時点の「対応する方針で、すでに準備を進めている（32.5%）」から+40.1ptとなりました。【Q5】
また、法律への対応に関する4項目の理解度は、すべて前回5月から20pt以上上昇しました。ただし「確認記録の保管方法や廃棄・消去のルール」を「知っている」のは51.8%にとどまり、48.2%が「知らない」と回答しました。【Q6】

【5】こども性暴力防止法の施行に向けた対応（施設長・経営者全員）

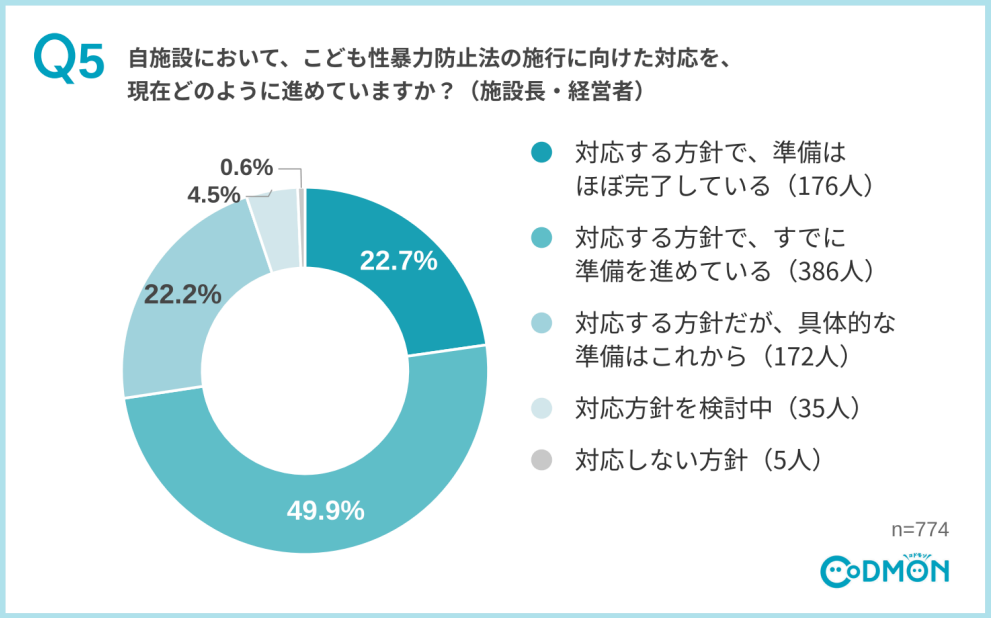

Q5. 自施設において、こども性暴力防止法の施行に向けた対応を、現在どのように進めていますか？（施設長・経営者 **n=774**）

- 対応する方針で、準備はほぼ完了している：176（22.7%）[5月の公開資料に記載なし]
- 対応する方針で、すでに準備を進めている：386（49.9%）[5月 111（32.5%）→ +17.4pt]
- 対応する方針だが、具体的な準備はこれから：172（22.2%）[5月 168（49.3%）→ -27.1pt]
- 対応方針を検討中：35（4.5%） [5月 58（17.0%）→ -12.5pt]
- 対応しない方針：5（0.6%） [5月 4（1.2%）→ -0.6pt]

※5月比較用の統合値：準備に着手済み（「ほぼ完了」+「すでに進めている」）562（72.6%）[5月 111（32.5%）→ +40.1pt]
※「対応する方針で、準備はほぼ完了している」は今回追加の選択肢

【6】法律への対応として、各項目の理解状況（施設長・経営者全員）

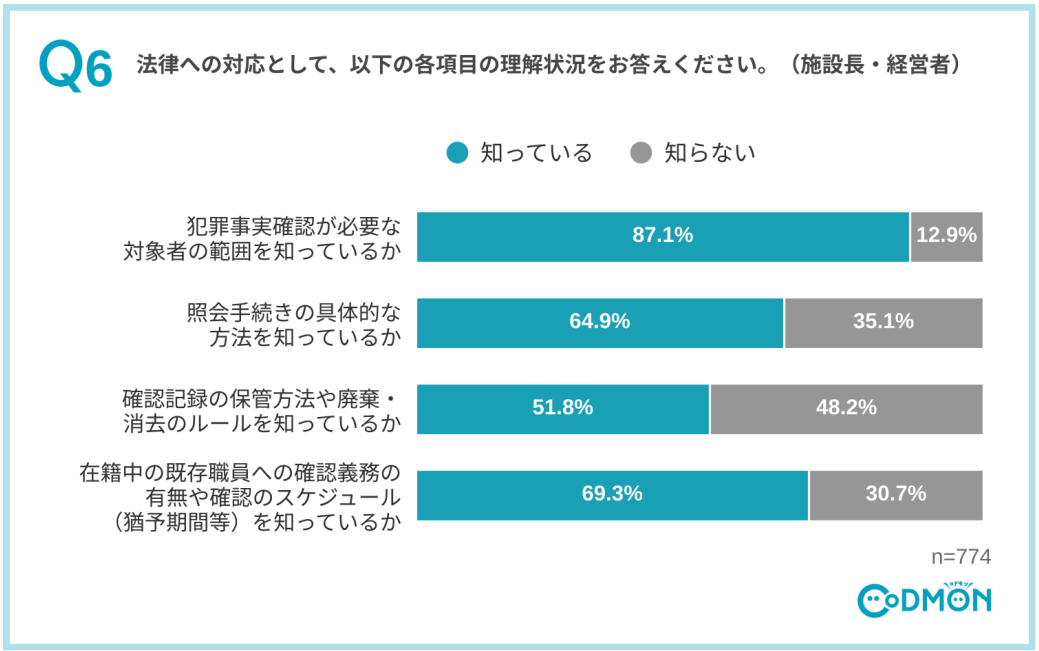

Q6. 法律への対応として、以下の各項目の理解状況をお答えください。（施設長・経営者 **n=774**）

- 犯罪事実確認が必要な対象者の範囲を知っているか：知っている 674（87.1%）／知らない 100（12.9%）［5月 知っている 209（61.3%）→ +25.8pt］
- 照会手続きの具体的な方法を知っているか：知っている 502（64.9%）／知らない 272（35.1%）［5月 知っている 140（41.1%）→ +23.8pt］
- 確認記録の保管方法や廃棄・消去のルールを知っているか：知っている 401（51.8%）／知らない 373（48.2%）［5月 知っている 83（24.3%）→ +27.5pt］
- 在籍中の既存職員への確認義務の有無や確認のスケジュール（猶予期間等）を知っているか：知っている 536（69.3%）／知らない 238（30.7%）［5月 知っている 118（34.6%）→ +34.7pt］

■ 義務対象施設の準備状況・進捗（義務対象施設で区分を把握している施設長・経営者）

▸ 約8割が施行までに完了見込み。職員一人ひとりの手続きの説明は約半数にとどまる

自施設が義務対象と把握している施設長・経営者のうち、79.2%が施行日までに「法施行までに対応すべき事項」を「完了できる見込み」と回答しました。一方で、「完了が難しい」（10.0%）と「わからない」（10.9%）の合計は約2割（20.8%）となり、調査時点で完了の見通しが立っていない回答も見られました。【Q7】
従事者への周知の状況を、こども家庭庁の「義務事業者用準備ガイド」での位置づけごとに見ると、次のとおりです。

＜施行前に必要とされる「制度の周知」に当たる項目＞
「研修の受講が必要になること」（79.7%）、「性犯罪前科の確認が必要になること」（74.4%）、「法律そのもの」（71.6%）の説明は7割を超えました。
一方、「手続きを行わなかった場合の扱い」（49.3%）と「職員一人ひとりが行う必要のある手続き」（49.1%）の説明は、約半数にとどまっています。
※なお、こども性暴力防止法では、期限までに手続きが行われず確認が完了しない場合、子どもと接する業務には従事できないとされており、施行前に職員へ確実に伝えておきたい内容です。

＜施行前に範囲を検討・確定しておくことが望ましいとされる「不適切な行為」に関わる項目＞
「不適切な行為のルールについて職員の間で認識をそろえる取り組み」は58.5%でした。

＜準備ガイドのチェックリストには含まれないが、国の資料で施行までの対応と挙げられている項目＞
「こどもへの教育・啓発」の実施予定の共有は44.1%でした。

制度の全体像の周知は進んでいますが、施行前に必要とされる周知のうち、職員自身が行う手続きやその影響といった実務面の説明は、まだ途上であることがうかがえます。【Q8】

【7】12月25日までの対応可否

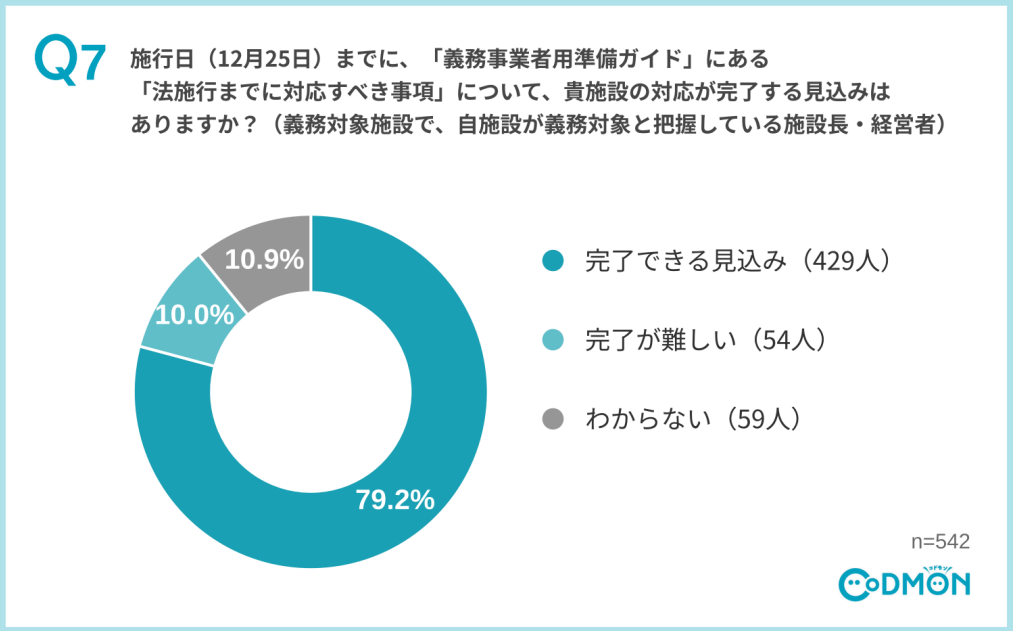

Q7. 施行日（**12月25日**）までに、「義務事業者用準備ガイド」にある「法施行までに対応すべき事項」について、貴施設の対応が完了する見込みはありますか？（義務対象施設で、自施設が義務対象と把握している施設長・経営者 **n=542**）

- 完了できる見込み：429（79.2%）
- 完了が難しい：54（10.0%）
- わからない：59（10.9%）

【8】「制度についての従事者等への周知」について行ったこと

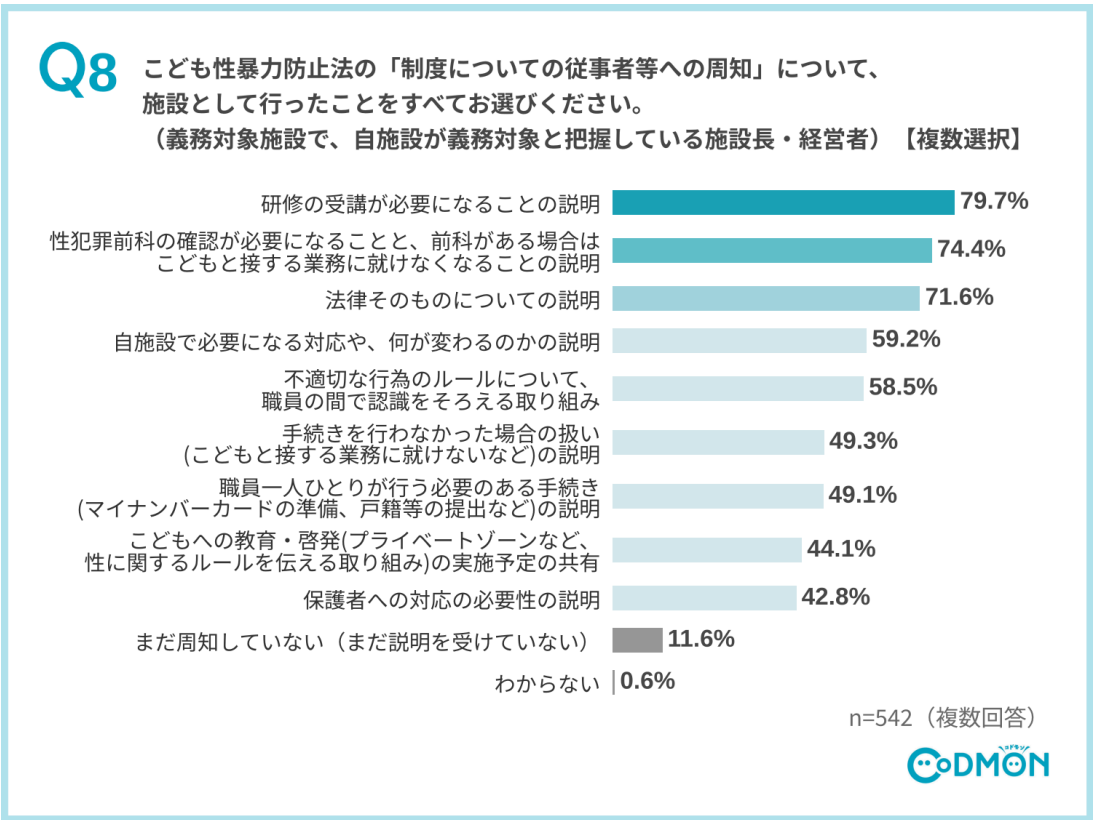

Q8. こども性暴力防止法の「制度についての従事者等への周知」について、施設として行ったことをすべてお選びください。（義務対象施設で、自施設が義務対象と把握している施設長・経営者 **n=542**）【複数選択】

- 研修の受講が必要になることの説明：432（79.7%）
- 性犯罪前科の確認が必要になることと、前科がある場合はこどもと接する業務に就けなくなることの説明：403（74.4%）
- 法律そのものについての説明：388（71.6%）
- 自施設で必要になる対応や、何が変わるのかの説明：321（59.2%）
- 不適切な行為のルールについて、職員の間で認識をそろえる取り組み：317（58.5%）
- 手続きを行わなかった場合の扱い（こどもと接する業務に就けないなど）の説明：267（49.3%）
- 職員一人ひとりが行う必要のある手続き(マイナンバーカードの準備、戸籍等の提出など)の説明：266（49.1%）
- こどもへの教育・啓発(プライベートゾーンなど、性に関するルールを伝える取り組み)の実施予定の共有：239（44.1%）
- 保護者への対応の必要性の説明：232（42.8%）
- まだ周知していない（まだ説明を受けていない）：63（11.6%）
- わからない：3（0.6%）

■ 義務対象施設における研修の進行状況（義務対象施設で区分を把握している施設長・経営者）

▸ 研修はこども家庭庁の標準動画が中心。職員全員が修了した施設は28.4%

ガイドラインに沿った標準研修の受講状況（複数回答）では、「こども家庭庁作成の標準動画を視聴して受講した」が64.4%で最も多くなりました。標準動画、こども家庭庁の研修資料を使った研修、要件を満たす法人独自・外部の研修のいずれかを受講した施設は、重複を除いて72.9%です。なお、「要点動画」のみを選択した施設は3.3%でした。【Q9】

一方、職員のうち研修を修了した人の割合を見ると、「全員受講済み」は28.4%にとどまり、42.8%の施設では修了者が職員の5割未満でした。「まだ受講した人はいない」も20.7%ありました。こども家庭庁は、施行時点で業務に就いている職員には原則として施行前の受講が必要としていますが、施行まで2か月を切った調査の時点で、全職員に受講が行き渡るにはなお時間を要する状況です。【Q10】

【9】ガイドラインに沿った標準研修の受講状況

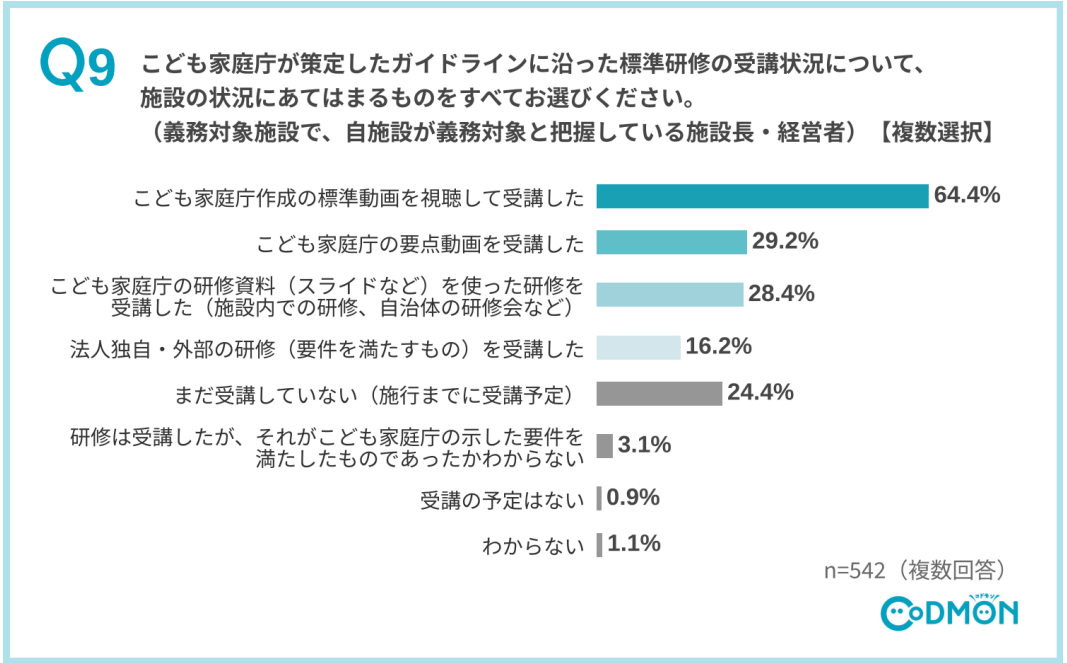

Q9. こども家庭庁が策定したガイドラインに沿った標準研修の受講状況について、施設の状況にあてはまるものをすべてお選びください。（義務対象施設で、自施設が義務対象と把握している施設長・経営者 **n=542**）【複数選択】

- こども家庭庁作成の標準動画を視聴して受講した：349（64.4%）
- こども家庭庁の要点動画を受講した：158（29.2%）
- こども家庭庁の研修資料（スライドなど）を使った研修を受講した（施設内での研修、自治体の研修会など）：154（28.4%）
- 法人独自・外部の研修（要件を満たすもの）を受講した：88（16.2%）
- まだ受講していない（施行までに受講予定）：132（24.4%）
- 受講の予定はない：5（0.9%）
- 研修は受講したが、それがこども家庭庁の示した要件を満たしたものであったかわからない：17（3.1%）
- わからない：6（1.1%）

※標準動画、研修資料を使った研修、法人独自・外部の研修（要件を満たすもの）のいずれかを選択：395（72.9%）
※標準研修の受講状況として「こども家庭庁の要点動画を受講した」だけを選択した施設：18（3.3%）

【10】施設の職員のうち、研修の受講を修了した人の割合

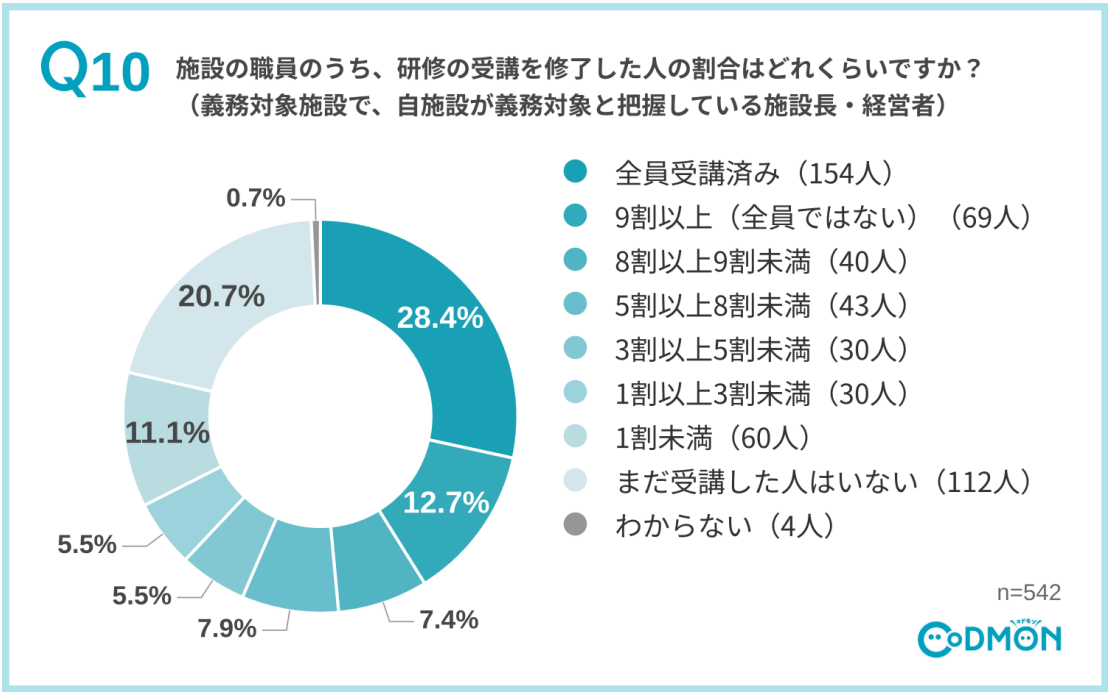

Q10. 施設の職員のうち、研修の受講を修了した人の割合はどれくらいですか？（義務対象施設で、自施設が義務対象と把握している施設長・経営者 **n=542**）

- 全員受講済み：154（28.4%）
- 9割以上（全員ではない）：69（12.7%）
- 8割以上9割未満：40（7.4%）
- 5割以上8割未満：43（7.9%）
- 3割以上5割未満：30（5.5%）
- 1割以上3割未満：30（5.5%）
- 1割未満：60（11.1%）
- まだ受講した人はいない：112（20.7%）
- わからない：4（0.7%）

■ 認定対象施設の準備状況(認定対象施設で区分を把握している施設長・経営者)

▸ 約3分の2が認定を受ける意向。「未定・わからない」も約3割

自施設が認定対象と正しく把握している施設長・経営者に認定を受ける予定を聞いたところ、「12月25日までに認定に向けた準備をしている」は29.9%でした。「その後認定を受ける予定」(36.1%)と合わせると、66.0%が認定を受ける意向を示しています。一方で、「未定・わからない」も30.9%にのぼりました。【Q11】
なお、認定対象施設の40.5%(66名)は自施設を認定対象と把握しておらず、本設問の対象外となっています。そのため、本設問の数値は、認定対象施設全体における実際の認定予定の割合とずれが生じる場合があります。

【11】認定を受ける予定

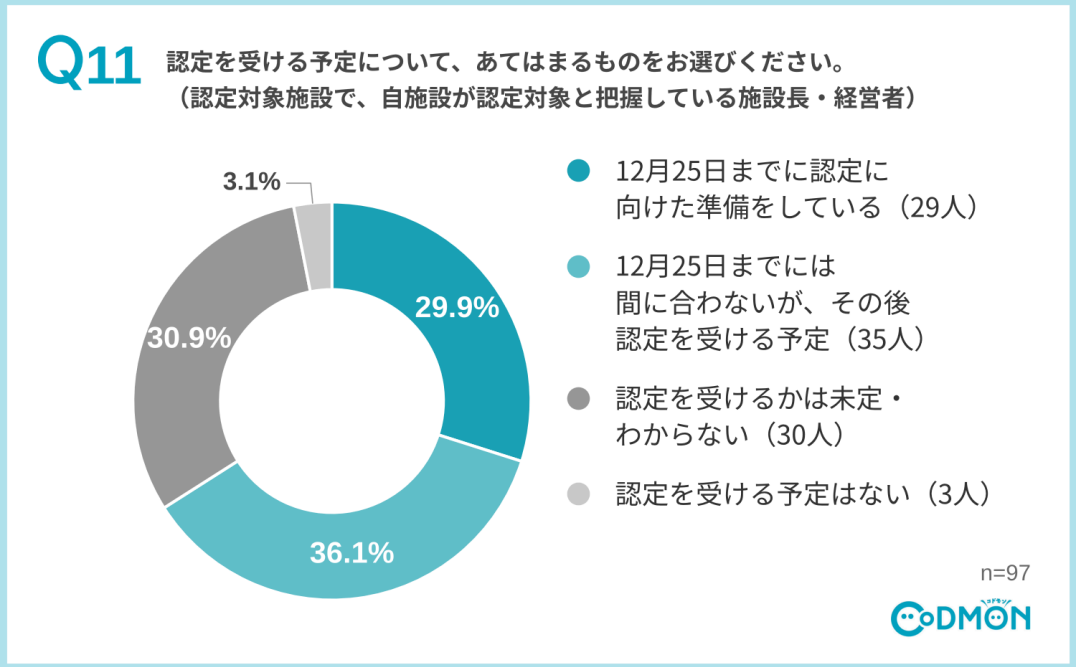

Q11. 認定を受ける予定について、あてはまるものをお選びください。(認定対象施設で、自施設が認定対象と把握している施設長・経営者 **n=97**)

- 12月25日までに認定に向けた準備をしている:29(29.9%)
- 12月25日までには間に合わないが、その後認定を受ける予定:35(36.1%)
- 認定を受けるかは未定・わからない:30(30.9%)
- 認定を受ける予定はない:3(3.1%)

■ 法対応の準備担当者と負担感(施設長・経営者)

▸ 3割超の施設で施設長が『ほぼ一人』で準備と回答。85.9%が負担を実感

法律への対応準備を主に誰が担っているかを聞いたところ、「施設長(管理者)がほぼ一人で担っている」が33.5%で最も多くなりました。「施設長と一部の職員で分担している」(22.5%)と合わせると、55.9%の施設で施設長が準備の中心を担っています。【Q12】

準備の負担感については、「ものすごく感じている」(48.7%)と「ある程度感じている」(37.2%)を合わせた85.9%が負担を感じていると回答しました。施設長がほぼ一人で準備を担う施設では、この割合が92.7%に

達し、「ものすごく感じている」も57.5%にのぼります。法律への準備が施設内の特定の人に集中するケースで、大きな負担となっている状況がうかがえます。【Q13】

【12】準備作業を担っている者

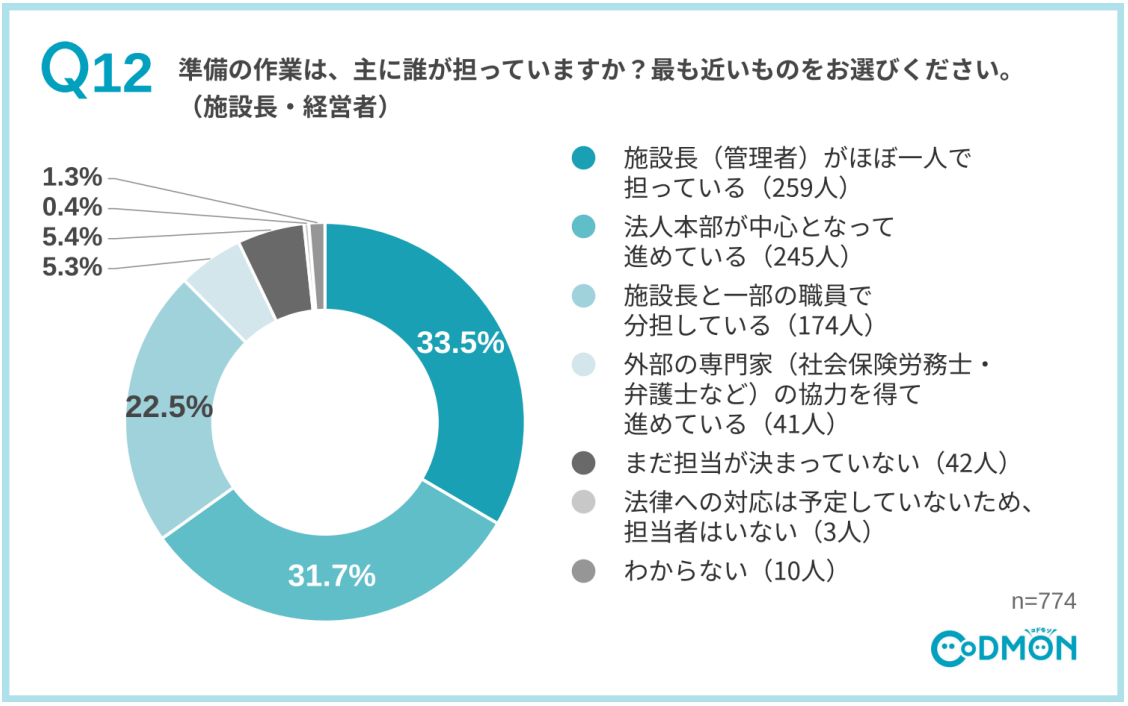

Q12. 準備の作業は、主に誰が担っていますか？最も近いものをお選びください。（施設長・経営者 **n=774**）

- 施設長（管理者）がほぼ一人で担っている：259（33.5%）
- 法人本部が中心となって進めている：245（31.7%）
- 施設長と一部の職員で分担している：174（22.5%）
- まだ担当が決まっていない：42（5.4%）
- 外部の専門家（社会保険労務士・弁護士など）の協力を得て進めている：41（5.3%）
- 法律への対応は予定していないため、担当者はいない：3（0.4%）
- わからない：10（1.3%）

【13】法適用の準備の負担感

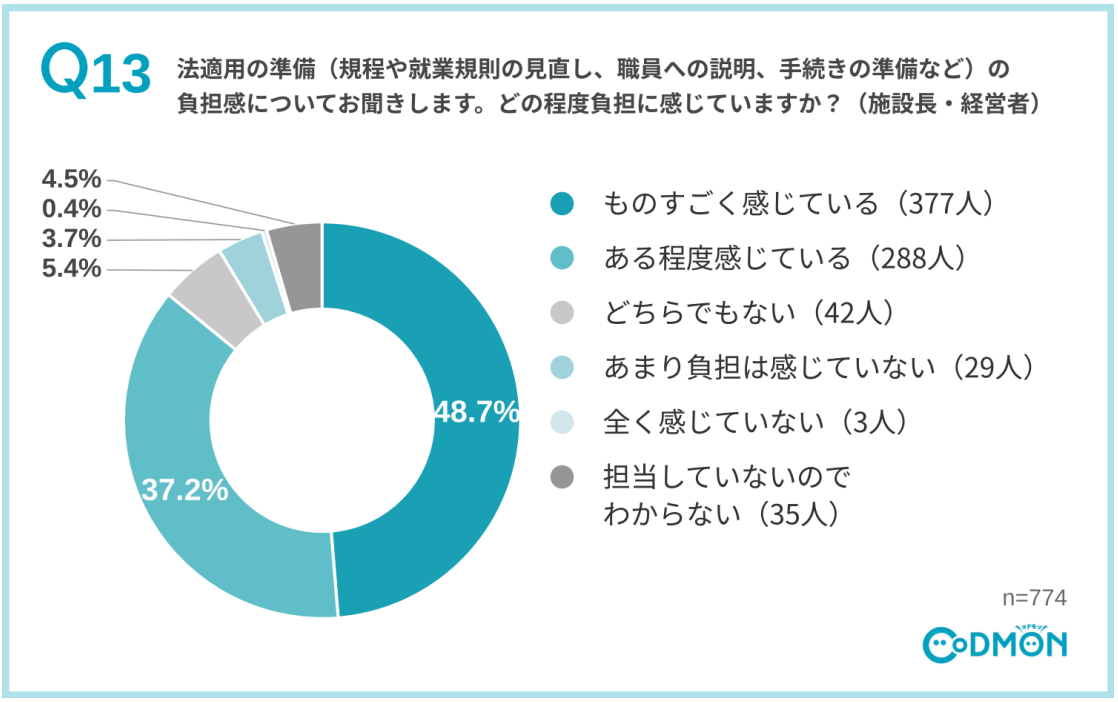

Q13. 法適用の準備（規程や就業規則の見直し、職員への説明、手続きの準備など）の負担感についてお聞きします。どの程度負担に感じていますか？（施設長・経営者 **n=774**）

- ものすごく感じている：377（48.7%）
- ある程度感じている：288（37.2%）
- どちらでもない：42（5.4%）
- あまり負担は感じていない：29（3.7%）
- 全く感じていない：3（0.4%）
- 担当していないのでわからない：35（4.5%）

※準備の担い手が『施設長（管理者）がほぼ一人で担っている』施設（n=259）では、負担を感じている 240（92.7%）、うち『ものすごく感じている』149（57.5%）

■ 法対応の不安と期待感の変化（施設長・経営者）

▸ 個人情報の漏えいリスクへの不安は前回より1.9pt増加。法律への期待は5月からやや低下

法律への対応で不安に感じていることは、多くの項目で5月と比較し減少が見られました。一方で、「個人情報（性犯罪歴等）の管理と漏えいリスク」は50.0%と前回（48.1%）を1.9pt上回りました。準備が具体化するにつれ、記録の扱いへの懸念が高まっていることがうかがえます。【Q14】

法律の施行に「期待している」は35.0%で、前回から7.8pt低下しました。期待する内容も、すべての項目で前回を下回りました。逆に「法律には期待していない」は11.5%（+4.2pt）でした。【Q15、Q16】

求めるサポートでは、「わかりやすく解説した資料・ガイド」（63.0%、-17.4pt）や「施設長向けオンライン研修・セミナー」（50.8%、-23.7pt）が前回から大きく減り、基本的な情報提供は行き渡りつつあると考えられます。一方、今回新たに設けた「ガイドラインなどの更新をまとめて知らせてくれる仕組み」は50.1%と半数に達しています。情報提供のニーズには変化が見られるものの、基礎資料や研修へのニーズもなお高い水準にあります。【Q17】

【14】法対応で不安に感じている部分

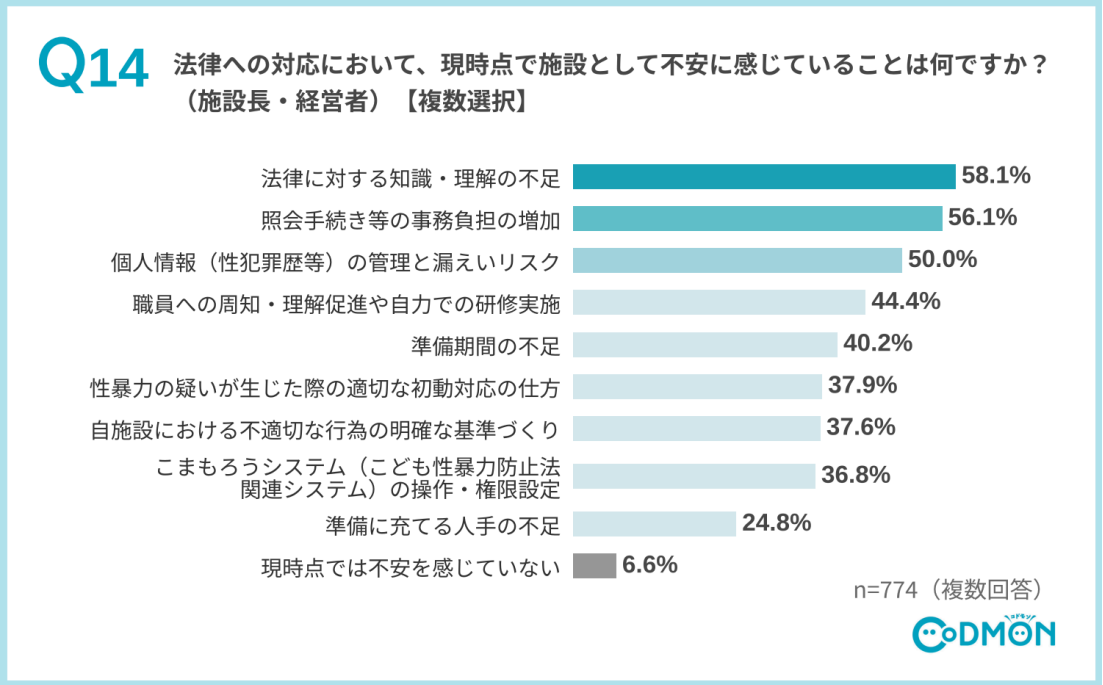

Q14. 法律への対応において、現時点で施設として不安に感じていることは何ですか？（施設長・経営者 **n=774**）【複数選択】

- 法律に対する知識・理解の不足：450（58.1%）［5月 257（75.4%）→ -17.3pt］
- 照会手続き等の事務負担の増加：434（56.1%）［5月 216（63.3%）→ -7.2pt］
- 個人情報（性犯罪歴等）の管理と漏えいリスク：387（50.0%）［5月 164（48.1%）→ +1.9pt］
- 職員への周知・理解促進や自力での研修実施：344（44.4%）［5月 204（59.8%）→ -15.4pt］
- 準備期間の不足：311（40.2%）［5月 147（43.1%）→ -2.9pt］
- 性暴力の疑いが生じた際の適切な初動対応の仕方：293（37.9%）［5月 187（54.8%）→ -16.9pt］
- 自施設における不適切な行為の明確な基準づくり：291（37.6%）［5月 167（49.0%）→ -11.4pt］
- こまもろうシステム（こども性暴力防止法関連システム）の操作・権限設定：285（36.8%）［5月の公開資料に記載なし］
- 準備に充てる人手の不足：192（24.8%）［5月の公開資料に記載なし］
- 現時点では不安を感じていない：51（6.6%）［5月 12（3.5%）→ +3.1pt］

【15】法律への期待度

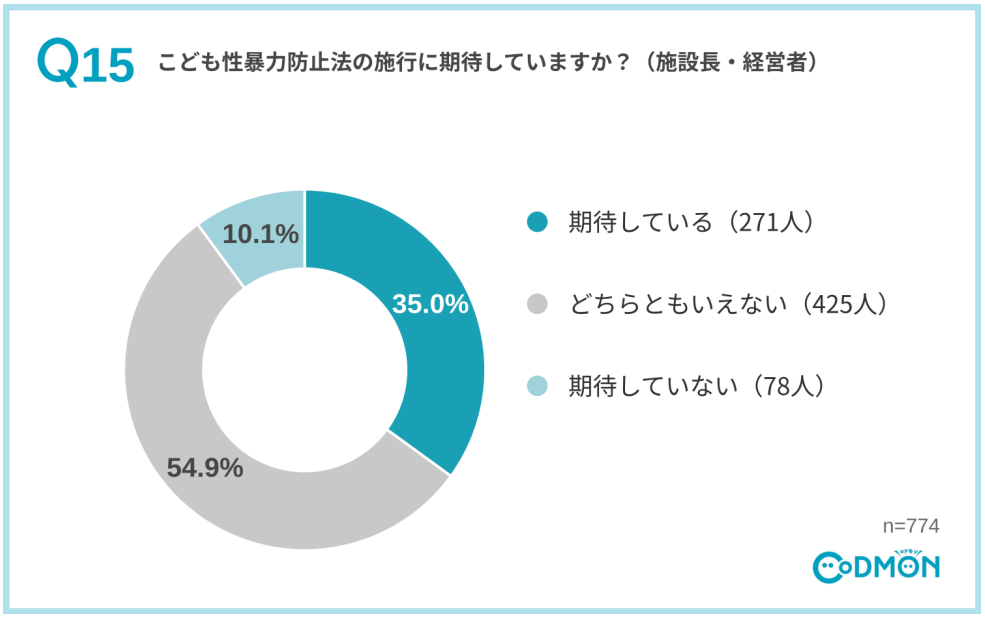

Q15. こども性暴力防止法の施行に期待していますか？（施設長・経営者 **n=774**）

- どちらともいえない：425（54.9%）［5月 177（51.9%）→ +3.0pt］
- 期待している：271（35.0%）［5月 146（42.8%）→ -7.8pt］
- 期待していない：78（10.1%）［5月 18（5.3%）→ +4.8pt］

【16】法律の施行に期待すること

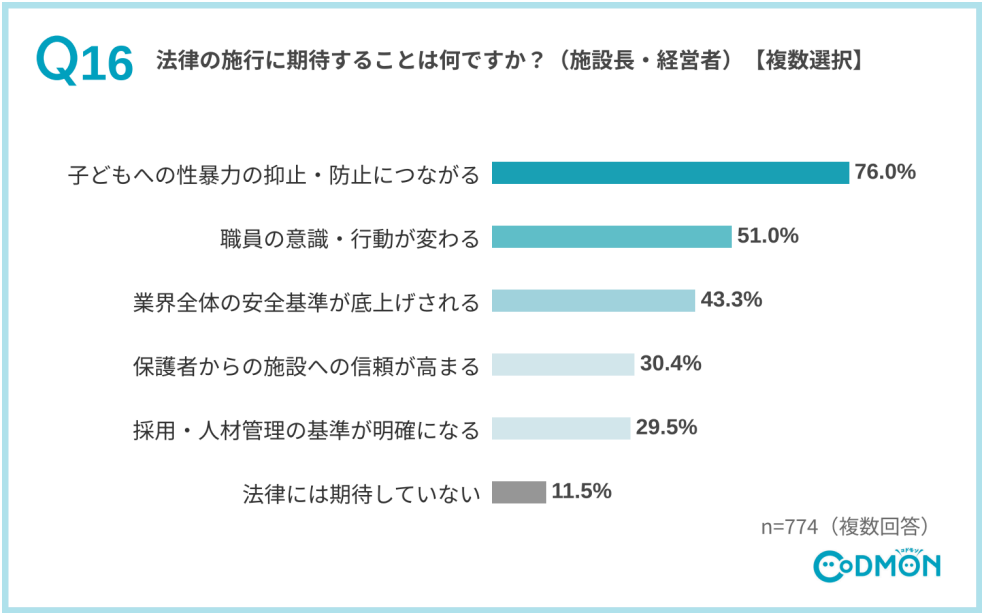

Q16. 法律の施行に期待することは何ですか？（施設長・経営者 **n=774**）【複数選択】

- 子どもへの性暴力の抑止・防止につながる：588（76.0%）［5月 280（82.1%）→ -6.1pt］
- 職員の意識・行動が変わる：395（51.0%）［5月 186（54.5%）→ -3.5pt］
- 業界全体の安全基準が底上げされる：335（43.3%）［5月 182（53.4%）→ -10.1pt］
- 保護者からの施設への信頼が高まる：235（30.4%）［5月 132（38.7%）→ -8.3pt］
- 採用・人材管理の基準が明確になる：228（29.5%）［5月 117（34.3%）→ -4.8pt］
- 法律には期待していない：89（11.5%）［5月 25（7.3%）→ +4.2pt］

【17】どのようなサポートがあるとよいか

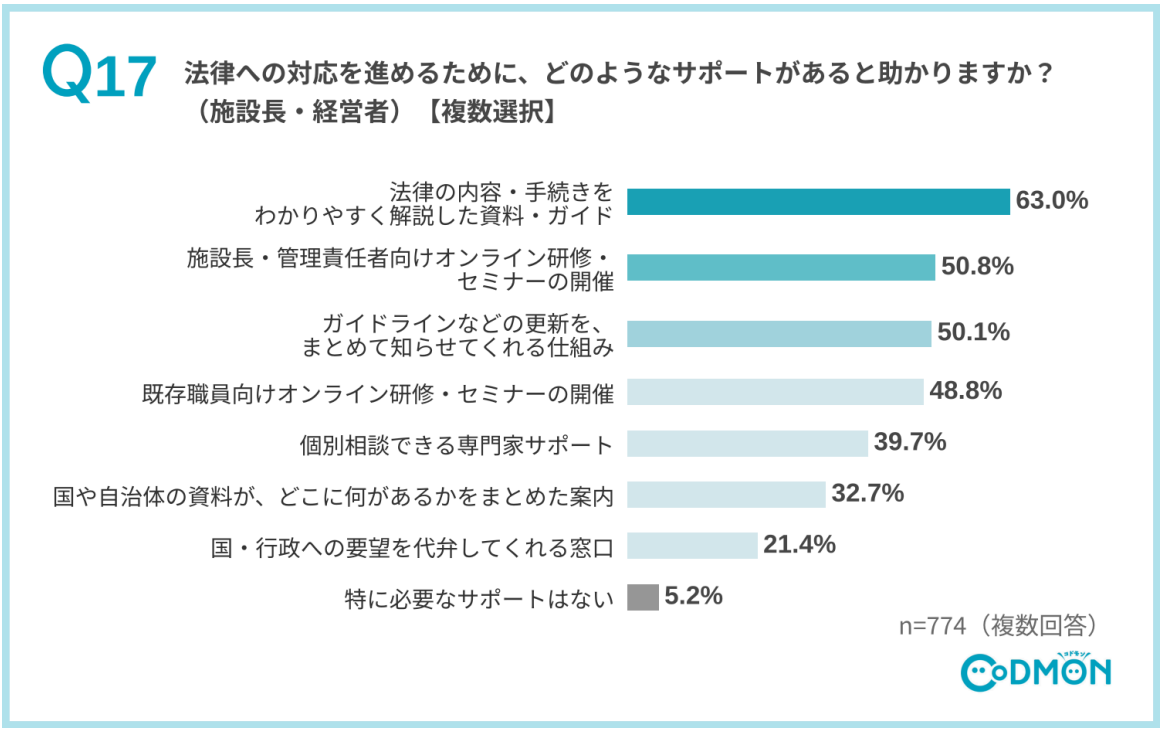

Q17. 法律への対応を進めるために、どのようなサポートがあると助かりますか？（施設長・経営者 **n=774**）【複数選択】

- 法律の内容・手続きをわかりやすく解説した資料・ガイド：488（63.0%）[5月 274（80.4%）→ -17.4pt]
- 施設長・管理責任者向けオンライン研修・セミナーの開催：393（50.8%）[5月 254（74.5%）→ -23.7pt]
- ガイドラインなどの更新を、まとめて知らせてくれる仕組み：388（50.1%）[5月の公開資料に記載なし]
- 既存職員向けオンライン研修・セミナーの開催：378（48.8%）[5月 202（59.2%）→ -10.4pt]
- 個別相談できる専門家サポート：307（39.7%） [5月 130（38.1%）→ +1.6pt]
- 国や自治体の資料が、どこに何があるかをまとめた案内：253（32.7%）[5月の公開資料に記載なし]
- 国・行政への要望を代弁してくれる窓口：166（21.4%）[5月 79（23.2%）→ -1.8pt]
- 特に必要なサポートはない：40（5.2%）[5月 3（0.9%）→ +4.3pt]

■ 法施行後のスポットワークの対応予定（施設長・経営者）

▸ 施行後に利用を「やめる」はごくわずか。約1割は「確認したうえで利用」

スポットワークなど、短期・単発で働く人材の施行後の扱いについては、69.9%が「短期・単発で働く人材は利用していない」と回答しました。「現在は利用しているが、法施行後は利用をやめる予定」は0.4%とごくわずかで、法の施行が利用の取りやめにはつながっていない状況です。一方、「確認を行ったうえで利用する予定」は11.6%と約1割にのぼりました。また、「検討中・わからない」も15.9%あり、施行後の対応を決めかねている施設も一定数見られます。【Q18】

【18】施行後のスポットワークの扱い

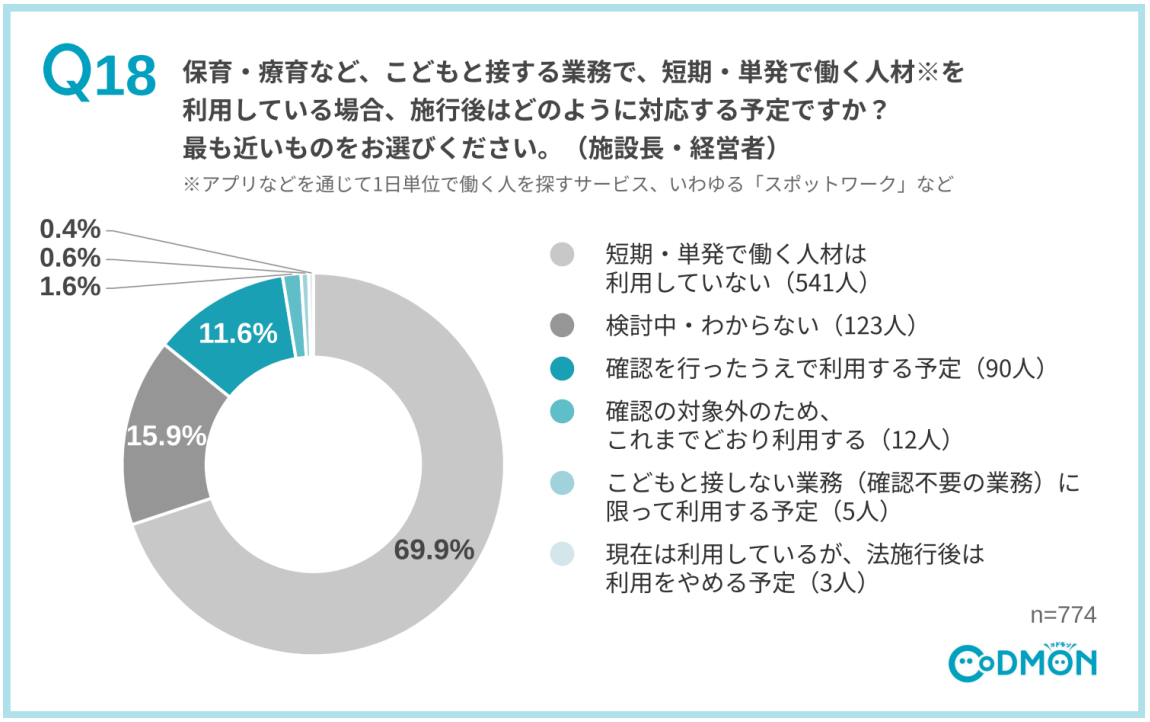

Q18. 保育・療育など、こどもと接する業務で、短期・単発で働く人材（アプリなどを通じて1日単位で働く人を探すサービス、いわゆる「スポットワーク」など）を利用している場合、施行後はどのように対応する予定ですか？最も近いものをお選びください。（施設長・経営者 **n=774**）

- 短期・単発で働く人材は利用していない：541（69.9%）
- 検討中・わからない：123（15.9%）
- 確認を行ったうえで利用する予定：90（11.6%）
- 確認の対象外のため、これまでどおり利用する：12（1.6%）
- こどもと接しない業務（確認不要の業務）に限って利用する予定：5（0.6%）
- 現在は利用しているが、法施行後は利用をやめる予定：3（0.4%）

■ 不適切な行為として迷う場面（全員）

▸ 67.4%が迷う場面あり。最多は「写真や動画の撮影・管理」

日々の業務の中で「不適切な行為」にあたるかどうか迷う場面を全員に聞いたところ、67.4%が1つ以上の具体的な場面を選びました。上位は「写真や動画の撮影・管理」（32.6%）、「子どもから抱きつかれる、ひざに乗ってくるなどへの対応」（31.9%）、「トイレ・排せつの介助」（31.2%）で、いずれも保育の中で日常的に生じる場面です。こども家庭庁の準備ガイドは、不適切な行為の範囲について、各事業者が現場の職員と話し合いながら、事業の実態に即して定めるよう求めています。しかし現場では日常のケアとの線引きに迷う場面が多く、勤務する施設の中で不適切な行為の線引きが職員に十分浸透しているとは言えない状況がうかがえます。【Q19】

【19】「不適切な行為」にあたるかどうか迷う場面（全員）

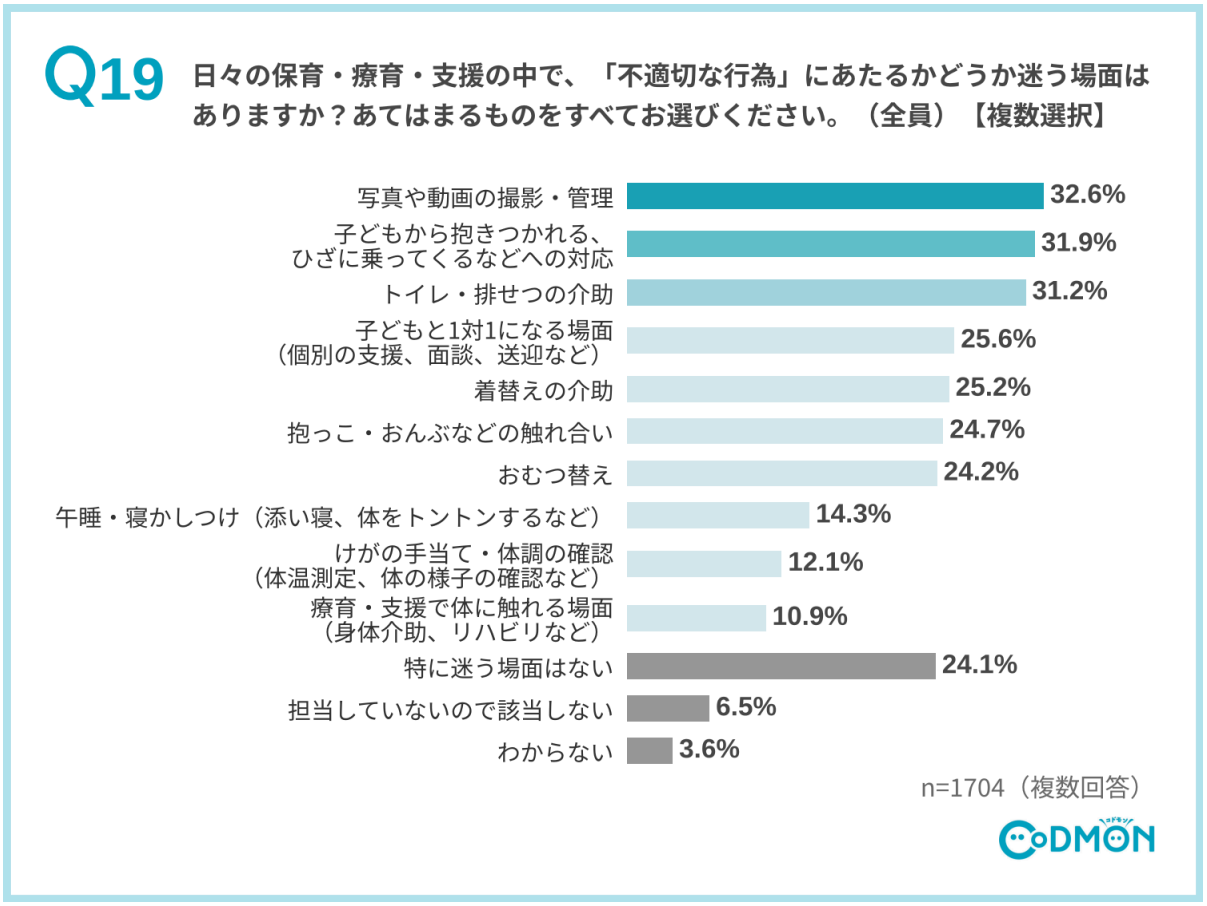

Q19. 日々の保育・療育・支援の中で、「不適切な行為」にあたるかどうか迷う場面はありますか？あてはまるものをすべてお選びください。（全員 **n=1704**）【複数選択】

- 写真や動画の撮影・管理：555（32.6%）
- 子どもから抱きつかれる、ひざに乗ってくるなどへの対応：543（31.9%）
- トイレ・排せつの介助：531（31.2%）
- 子どもと1対1になる場面（個別の支援、面談、送迎など）：436（25.6%）
- 着替えの介助：429（25.2%）
- 抱っこ・おんぶなどの触れ合い：421（24.7%）
- おむつ替え：413（24.2%）
- 午睡・寝かしつけ（添い寝、体をトントンするなど）：243（14.3%）
- けがの手当て・体調の確認（体温測定、体の様子の確認など）：206（12.1%）
- 療育・支援で体に触れる場面（身体介助、リハビリなど）：185（10.9%）
- 特に迷う場面はない：411（24.1%）
- 担当していないので該当しない：110（6.5%）
- わからない：61（3.6%）

■ アンケートに寄せられた法律に対してのご意見（全員）

▸ 法律の必要性を認めつつ、現場の負担や線引きに悩む声

「 施行を目前にした今、この法律への対応に関して、困っていることや知りたいこと、ご意見などがあれば、自由にご記入ください」と呼びかけたところ、316件のコメントをお寄せいただきました。ご意見は肯定・否定ともにあったものの、約7割は困りごとや要望・質問といった内容でした。一部を抜粋・要約してご紹介します。

【男性保育士に対する不安解消を期待】

- 男性保育士が不安なく働ける環境ができることへの期待、保護者も男性保育士に対しての不安がなくなるのかなと感じます。ニュースを見て不安になる保護者もいると思うので。施行されると採用面でも不安がなくなると思います。（愛知県/認可保育園/園長・校長・施設長・教室長）

【期待より負担が上回る】

- 性暴力は絶対にあってはならないが、法の施行に対して、期待感よりも負担感の方が大きく感じる。そもそも現場の負担感を減らして、禁止よりも働く意欲を高める方に注力した方が良いのではないかと思う。（栃木県/認定こども園/園長・校長・施設長・教室長）

【現場の負担の重さを憂慮】

- 法律が必要であることは理解していますし、子どもたちを守る為の重要な法律であることも理解しています。ですが、あまりにも現場に求められることが多すぎると感じます。ただでさえ人手不足の現場において、施行までの期間の短さや、求められる研修や準備の多さなど、通常の業務と並行して進めなければならないことが一番困っていることです。（東京都/認可保育園/園長・校長・施設長・教室長）

【情報漏えいに対する不安】

- 性暴力の抑止につながることは期待しますが、個人情報の取り扱い（特に犯罪歴）がどうしても難しく、踏み出せない状況。大手企業でも情報漏洩している世の中で、小規模事業の弊社では情報を守り切れるか不安でしかない。万が一、情報が漏洩してしまったときの対応がしきれないとスタッフから不安が出ている。（兵庫県/学童施設/経営者（理事長など））

【ガイドラインへの対応苦慮】

- 施行直前にもかかわらず、ガイドラインの追加・修正が続き、その都度、規程を改訂する必要が生じており、対応に苦慮している。（長野県/認可保育園/経営者（理事長など））

【不適切な行為の定義の難しさ】

- 乳児の排便オムツ交換は1対1のことがほとんどです。必要な介助が、不適切と捉えられ兼ねないと思うと、子どもと関わる保育者としての質はより重要になってくるのかなと思います。ある程度一貫性を保つために、国で、参考としてのボーダーを掲げてくれたらありがたいのにな、と思ったりします。（神奈川県/認可保育園/園長・校長・施設長・教室長）

【理解不足への不安】

- 今一つわかっていない、というのが実情で、何をすればよいのか。また何もしていないとどうなるのかが不安です。学童保育は任意（認定施設）と認識していますが、それすら合っているのかわかりません。（滋賀県/学童施設/園長・校長・施設長・教室長）

【制度設計への提言】

- 施設が個人情報を管理する権限を持つのではなく、ニュージーランドのように無犯罪証明書を就労先に提出する義務付けがあれば、採用においても負担なく運用できると思う。個人情報の管理も相当な負担であり、現実的な運用のしやすさを検討してほしい。（大阪府/認可保育園/園長・校長・施設長・教室長）

【職員の萎縮への懸念】

- 子どもを守るために必要な法律だと思いますが、保育士が萎縮してしまい、必要な保育までためらうようになってしまうのではないかという点が心配です。現場で判断を迷わないための具体的な指針を知りたいです。（宮崎県/企業主導型保育園/法人本部スタッフ）

■ 回答者属性

【20】勤務するこども施設の種別

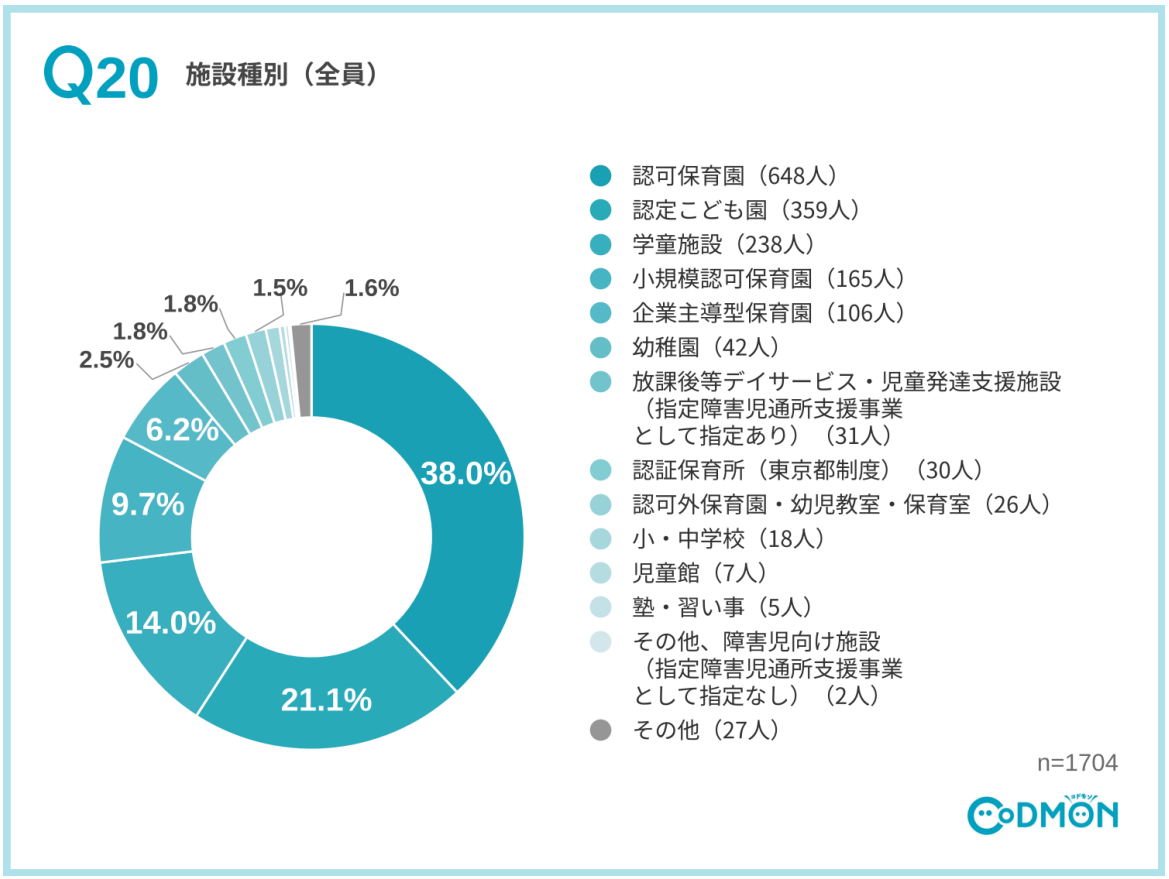

Q20. 施設種別（全員 **n=1704**）

- 認可保育園：648（38.0%）
- 認定こども園：359（21.1%）
- 学童施設：238（14.0%）
- 小規模認可保育園：165（9.7%）
- 企業主導型保育園：106（6.2%）
- 幼稚園：42（2.5%）
- 放課後等デイサービス・児童発達支援施設（指定障害児通所支援事業として指定あり）：31（1.8%）
- 認証保育所（東京都制度）：30（1.8%）
- 認可外保育園・幼児教室・保育室：26（1.5%）
- 小・中学校：18（1.1%）
- 児童館：7（0.4%）
- 塾・習い事：5（0.3%）
- その他、障害児向け施設（指定障害児通所支援事業として指定なし）：2（0.1%）
- その他：27（1.6%）

【21】職位

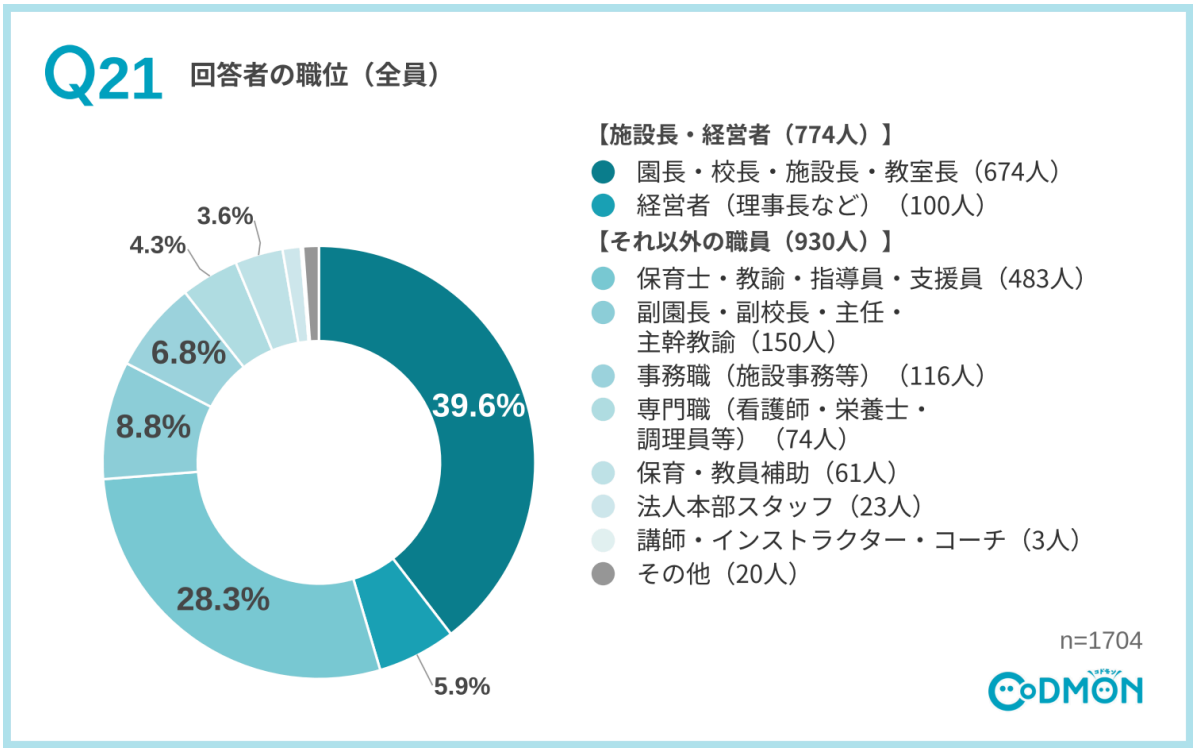

Q21. 回答者の職位（全員 **n=1704**）

- 園長・校長・施設長・教室長：674（39.6%）
- 保育士・教諭・指導員・支援員：483（28.3%）
- 副園長・副校長・主任・主幹教諭：150（8.8%）
- 事務職（施設事務等）：116（6.8%）
- 経営者（理事長など）：100（5.9%）
- 専門職（看護師・栄養士・調理員等）：74（4.3%）
- 保育・教員補助：61（3.6%）
- 法人本部スタッフ：23（1.3%）
- 講師・インストラクター・コーチ：3（0.2%）
- その他：20（1.2%）